

## ◎リース事業による災害復旧

### (1) 事業内容

被災した農地及び農業用施設の復旧にあたり、個人施工に対するリース代等を補助するものです。国の補助要件を満たさない災害復旧事業を対象とします。

### (2) 補助対象者 災害により被害を受けた農地及び農業用施設の受益者等

**※原則、災害発生日より3週間以内の被災報告が必要です。**

### (3) 対象経費 重機等のリース料、回送費、リース機器の保険料

(燃料費、人夫賃金及び保険適用外の追加費用は自己負担です。)

### (4) 補助率 10/10 (上限40万円)

### (5) 必要書類

①見積書 ②施工する位置図 ③振込先の通帳の写し

④写真(施工前、施工中、施工後) ⑤領収書の写し

※見積書、領収書、振込先通帳の宛名は、同一の名前でお願いします。

※写真(施工中)にはリースした重機等を必ず写してください。

### (6) 事業の流れ

①農地及び農業用施設に被害が発生した場合は、被害報告を行ってください

②現場確認後、事業の対象と判断された場合には、見積書を提出してください。

見積書の精査後に補助金交付申請書等の必要書類を配布します。

③施工後は、リース業者へリース料の支払いを行い、領収書を受け取ってください。

また、施工前、施工中、施工後の写真を作成してください。

④領収書の写しと写真を提出してください。書類等の確認後、補助金を指定の口座に振り込みます。

### ※注意事項

- ・この事業は、発災年度のみ取り組むことができます。
- ・重機等のリースは、リース用の保険をかけているリース会社から行ってください。
- ・提出した見積内容に変更がある場合は必ず事前に相談をしてください。対象にならない場合があります。
- ・口座振込での支払いの場合も領収書の写しを提出してください。
- ・補助金は、100円未満切捨てです。